

令和3年度個に応じた指導研究校及び基礎学力向上特別研究校を対象とした学力調査委託業務に係る公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和3年2月9日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度個に応じた指導研究校及び基礎学力向上特別研究校を対象とした学力調査委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和3年度個に応じた指導研究校及び基礎学力向上特別研究校を対象とした学力調査委託業務仕様書」のとおりに

(3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 概算事業費

1,583,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(5) 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、令和3年度個に応じた指導研究校及び基礎学力向上特別研究校を対象とした学力調査委託業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

(6) 事業担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市教育委員会学校教育部指導第二課

TEL 082-504-2487（直通） FAX 082-504-2142

E-mail kyo-sido2@city.hiroshima.lg.jp

2 プロポーザル参加資格

参加する業者は、以下に示す各号を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02 調査・研究」に登録されているものであること。
- (5) 他自治体（政令市等）において、提供を求める業種と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。

3 プロポーザル説明書、仕様書等の配布方法

(1) 配布期間

公示日から令和3年3月1日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

前記1(6)の事業担当課

広島市のホームページからダウンロードすることもできる。

（広島市のホームページ[<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>]のフロントページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システム」に掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報）

4 参加申込受付

(1) 提出期限

令和3年2月16日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式-1）を作成し、添付書類とともに、前記1(6)の事業担当課へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）で提出すること。

(3) 参加資格確認結果通知

令和3年2月22日（月）までに参加資格確認結果を電子メールで通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 提出期限

令和3年2月15日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式-2）を作成し、前記1(6)の事業担当課へ電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者へ直接メールで回答し、前記1(6)の事業担当課において、令和3年3月1日（月）までの毎日、午前8時30分から午後5時まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 提案書の作成と提出

(1) 提案書の作成

提案書は、「（別紙）提案依頼事項」を参照して作成すること。

(2) 提出期限

令和3年3月1日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

前記1(6)の事業担当課へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）で提出すること。

7 審査方法

(1) 提案書等の審査は、令和3年度個に応じた指導研究校及び基礎学力向上特別研究校を対象とした学力調査委託業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後すみやかに通知するとともに広島市ホームページで公表する。

8 その他

(1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本通貨に限る。

(2) 次の場合は失格とする。

ア 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合

イ 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合

(3) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件にするとともに、契約締結日は令和3年4月1日とする。

(4) その他、詳細はプロポーザル説明書による。